

再交付手続きを行う前に！

再交付を希望する資格業務について、数年間実務を行っていない場合は、改めて講習を受講することをお勧めします。法律や基準が変更になっている場合があります。

1. 当協会が発行された修了証に限り再交付・書替が可能です。必ず、修了証を発行した支部（次ページお問い合わせ先）へ電話でご確認と受付をお願いします。
2. 「修了証再交付・書替申込書」を当協会ホームページからダウンロードしてください。
3. 「修了証再交付・書替申込書」に必要事項を記入し、以下の必要書類をご用意のうえ、電話受付後3カ月以内に郵送願います。
なお、窓口でのお取り扱いはしておりません。

・必要書類

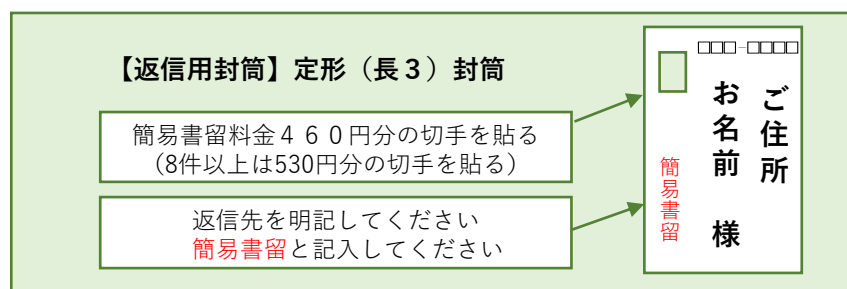
【再 交 付】

修了証再交付・書替申込書
本人確認書類（いずれか一つで可）1通 ・運転免許証（コピー） ・住民票原本（発行3カ月以内） ・パスポート（コピー） ・住基カード（コピー）他
写真（縦3cm×横2.4cm）2枚 正面、脱帽、無背景で申込前6カ月以内に撮影したもの
損傷した修了証（損傷した場合）
返信用封筒※

【書替（氏名変更）】

修了証再交付・書替申込書
本人確認書類（いずれか一つで可）1通 ・運転免許証（コピー） ・住民票原本（発行3カ月以内） ・パスポート（コピー） ・住基カード（コピー）他
写真（縦3cm×横2.4cm）2枚 正面、脱帽、無背景で申込前6カ月以内に撮影したもの
今お持ちの修了証
戸籍抄本（原本）1通
返信用封筒※

※返信用封筒 定形封筒に460円分（7件まで）の切手を貼り返信先を明記



（注）本人確認書類は有効期限内のもので本人の氏名、生年月日と最新の住所が確認できるもの。
運転免許証が裏書されている場合は、表面と裏面の両方をコピーしてください。
住民票はマイナンバー（個人番号）の記載のないものを取得してください。

4. お申込書類に不備がなければ、「請求書(再交付手数料のご案内について)」をFAXまたは郵送でお知らせします。
5. 再交付手数料（申込件数分）を指定の口座にお振込みください。
再交付・書替手数料は、1件につき2,200円（消費税10%込み）です。
お支払い方法は「口座振込みのみ」となります。（振込手数料は自己負担となります）
領収書は発行いたしません。振込金受取書に代えさせていただきます。
6. 入金確認後、修了証を再交付し簡易書留にて送付いたします。

<お問い合わせ先>

公益社団法人宮城労働基準協会仙台支部

〒980-0811 仙台市青葉区一番町2-5-22 GC 青葉通りプラザ6F
電話番号022-262-2110 FAX 番号022-262-2123

公益社団法人宮城労働基準協会塩釜支部

〒985-0016 塩釜市港町一丁目6-20 塩釜商工会議所2F
電話番号022-365-8271 FAX 番号022-365-8272

公益社団法人宮城労働基準協会石巻支部

〒986-0032 石巻市開成1-35 石巻ルネッサンス館1F
電話番号0225-22-6622 FAX 番号0225-22-0022

公益社団法人宮城労働基準協会古川支部

〒989-6117 大崎市古川旭4-3-24 大崎建設産業会館3階
電話番号0229-23-2257 FAX 番号0229-23-2259

公益社団法人宮城労働基準協会大河原支部

〒989-1246 柴田郡大河原町字新東24-8
電話番号0224-53-4314 FAX 番号0224-53-2088

公益社団法人宮城労働基準協会気仙沼支部

〒988-0053 気仙沼市田中前3-2-16
電話番号0226-22-3560 FAX 番号0226-22-3567

公益社団法人宮城労働基準協会瀬峰支部

〒989-4521 栗原市瀬峰下田50-1
電話番号0228-38-2110 FAX 番号0228-38-2140

ご注意ください！！

（公社）宮城労働基準協会 各支部では、複数枚の修了証を1枚のカードにまとめる『まとまるくんカード』の手続きは行っておりませんので、ご了承下さい。

※（公社）宮城労働基準協会 各支部では、1講習につき1枚の修了証の発行となっておりますので、ご了承ください。

（⇒『まとまるくんカード』の詳細・手続きについては、技能講習修了証明書発行事務局のホームページを参照下さい。）

技能講習修了証明書発行事務局

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 安全衛生総合会館4F
TEL 03-3452-3371、03-3452-3372
WEB <http://anzeninfo.mhlw.go.jp/gino/>